

## <対策のポイント>

農地・草地土壌における温室効果ガスの吸収・排出量の気候変動枠組条約事務局への報告に必要なデータを収集するための調査等を実施します。

## <政策目標>

農地土壌等の温室効果ガス吸収・排出量の算定のための精度の高い調査を実施することにより、国際的に信頼性の高いデータを気候変動枠組条約事務局へ報告する。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 【背景/課題】

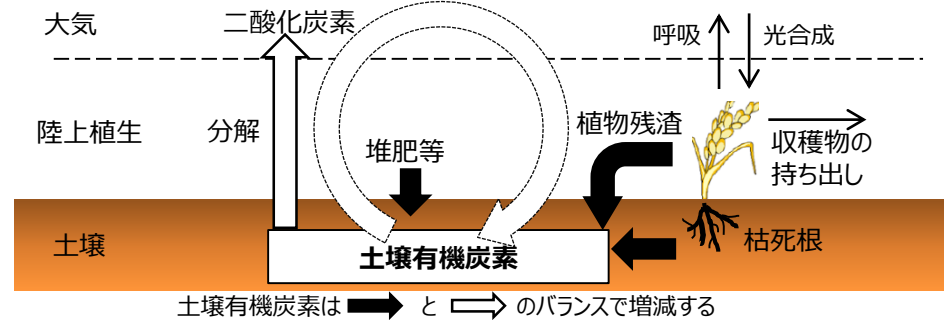
- ・「気候変動枠組条約」の締約国である我が国は、毎年、国全体の温室効果ガスの吸収・排出量を条約事務局へ報告する義務があります。
- ・農地に堆肥等が施用されると、堆肥等に含まれる炭素の一部が分解されにくい土壌有機炭素となって長期間農地土壌中に貯留され、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の削減に貢献します。
- ・同じく温室効果ガスであるメタンは、主に水田から発生し、水田におけるメタン排出削減に資する農地管理技術の普及が必要となっています。

### 【事業内容】

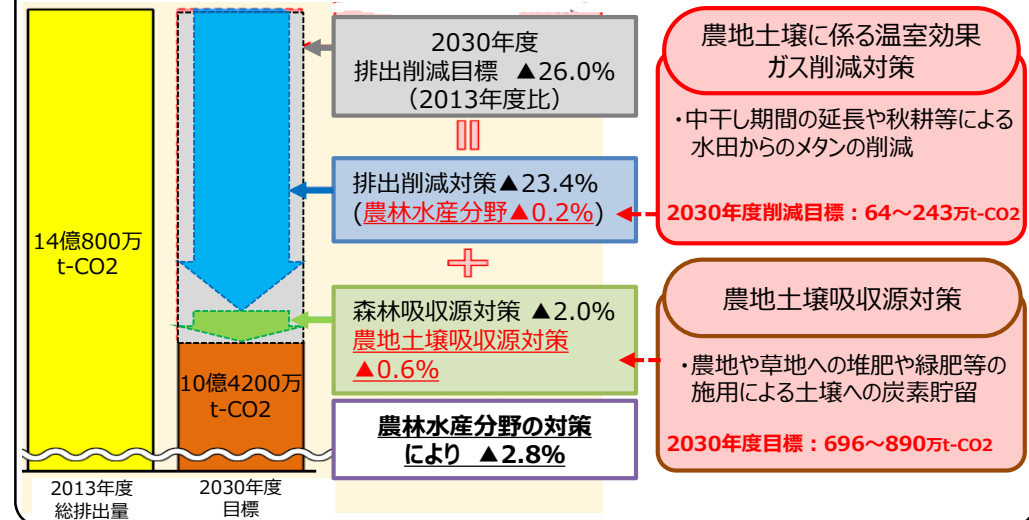
農地・草地土壌における温室効果ガス吸収・排出量の条約事務局への報告（温室効果ガスインベントリ報告）等に必要データを収集するため、農地管理実態調査及び農地管理技術検証を行います。

- ① 全国47都道府県の農地・草地において、土壌中の炭素含有量や窒素含有量等を把握するための農地管理実態調査
- ② 温室効果ガスの排出削減に資する農地管理技術検証
- ③ ①及び②の調査・検証方法の指導及びデータのとりまとめ

### ○農地土壌における炭素貯留のしくみ



(参考) 政府の地球温暖化対策計画の中期目標



【お問い合わせ先】 生産局 農業環境対策課 (03-3593-6495)

### <事業の流れ>

